

第4 公判前整理手続と証拠開示

1 公判前整理手続の概要

制度の詳細や弁護の手法は専門書に譲る。また、以下では特に限定しない限り、公判前整理手続と期日間整理手続とを併せて述べる。

(1) 公判前整理手続に付するにあたっての請求権

公判前整理手続の目的は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うための審理計画を立てるところにある（刑訴法316条の2参照）。「充実した公判審理」のためには、予め争点を整理し、争点に集中した証拠調べを実施することが必要であり、そのために主張をかみ合わせ、どの証拠を取り調べ、当該証拠調べにどの程度の時間を費やすべきかを決め、審理予定を策定する。

裁判員裁判対象事件以外の事件も、公判前整理手続に付されることがありうる。2016（平成28）年改正法により弁護人からの請求権が新設されたことを受け、同手続によるメリットが大きいと判断した場合には、弁護人から裁判所に対して同手続に付することを積極的に請求すべきである。

(2) 公判前整理手続の進行

公判前整理手続の長期化が顕著であるという指摘がなされている。この問題について弁護人の立場から検討すべきポイントは、審理の長期化は、被告人や証人等の記憶の減退等充実した審理を阻害する要因でもあるという点にある。弁護人としてもいたずらに引き伸ばしを画策することが相当ではないことは当然のことであるし、審理期間を度外視することも相当ではない。しかし、単純に「手続きにかかる期間の長さ」を問題とする裁判所に対しては、適切な期間について説得によって確保していく努力も必要である。

なお、裁判所からは身体拘束の長期化が説かれることがある。しかしこの点は保釈等の活用が十分になされていない現状にこそ、その問題の本質があるというべきであるし、手続きにかかる期間について裁判所にその必要性を十分に理解させることによって、保釈認容や未決勾留期間算入への反映等により対策が取られるべきであろう。拘束長期化を理由として、例えば類型証拠開示前に予定主張提出の期限を定めようとするような裁判所の訴訟指揮には軽々に従うべきではない。

2 現時点の運用状況

(1) 第1回打合せ期日の早期化

東京地裁では、検察官からの証明予定事実記載書の提出及び請求証拠の開示を、起訴日から2週間経過した日までになされる運用を定着させている。この運用を前提として、起訴日から1週間程度のうちに打合せ期日を入れ、その席上で公訴事実に対する意見等弁護側の対応を問うている。具体的には、公訴事実についての認否はもとより、弁護側が問題意識をもっている争点等について問われ、弁護側からの回答をもとにして、検察側の証明予定事実記載書の記載について濃淡をつけ、また証拠開示の準備や任意開示証拠の選定等の準備にメリハリをつけようというものである。

もちろん、拙速な意見や主張の開示は行うべきではない（その意味から特に公訴事実に対する意見を明かせる場合は限られるであろう）。しかしながら、可能な範囲で弁護側の問題意識を明らかにすることで防禦の充実につながることもあり、形式的な対応が相当ではない場合もあり得る。あくまでも当該事件において、よりよい弁護のために必要であれば、明らかにできる範囲で明らかにしていくことも柔軟に検討すべきである。

(2) 東京地裁における運用の評価

上記の運用は、裁判所として争点の整理を早期に行うことを進める観点から、試行錯誤を繰り返した上でのことと考えられる。拙速な審理に応じる必要がないことはもちろんであるが、無用に長い時間をかけることも相当ではない。

審理の長期化が被告人のデメリットとなり得るという観点から、東京地裁の運用は、充実した審理（その前提となる適切な争点・証拠の整理）に資するものとして一定の評価ができよう。

むろん、今後もこのような運用が、裁判所側の便宜のために行われ被告人の権利をないがしろにすることのないよう、注視していかなければならない。

3 証拠開示の概要と問題点

(1) 証拠開示の目的

公判前整理手続における証拠開示請求権は、訴訟指揮権に基づく証拠開示命令とは異なり、極めて広範な証拠につき、その開示を求めることに権利性が付与されたものである。

これによって、弁護人は、検察官請求証拠の証明力を判断し、それに対する証拠意見や弾劾の方針を固めて、適切な弁護方針を策定することになる。すなわち、証拠開示請求権は、計画審理のもとで十分な防御権を行使するために不可欠の制度なのであって、弁護人としては、可能な限り幅広い証拠の開示を請求しなければならない（なお、この要請は公訴事実に争いのない事件であっても、何ら異なることはない。）。

(2) 類型証拠開示

類型証拠開示の眼目は、とにかく幅広く開示を受けること、原典（特に証拠物）へのアクセスを目指すこと、にあると考える。その意味からも、今回の改正法で導入された証拠の一覧表交付は積極的に利用する必要がある。同交付請求（法316条の14第2項）は、必要性等の要件が定められていない一方、弁護人等から請求がなければ交付されることはない。したがって弁護人としては請求証拠の開示がなされるに伴って速やかに交付を請求すべきである。

早期の段階で幅広く開示を受けることは、弁護方針を策定していく上で必須である。弁護人としては、決して開示請求の対象を自ら狭めてはならない。

次に、原典へのアクセスが極めて重要である。例えば、携帯電話の通話履歴を見やすい形式でまとめた捜査報告書の開示を受けることにとどまらず、捜査機関が目にした通話記録そのものの開示を求めているかねばならない。捜査機関の手が入る前の証拠にアクセスしなければ、証拠の信用性判断などできようはずもないことを肝に銘ずべきである。

(3) 主張関連証拠開示

主張関連証拠開示請求は、弁護人の予定主張が明らかにした段階で行う。予定主張との関連性が要件とされることから、類型証拠開示に比べ対象が限定的になるという側面が否めない。その意味からも類型証拠開示の重要性を指摘することができる。

(4) 証拠開示請求に対する裁判所の裁定

弁護側の開示請求に検察側が応じない場合には、裁判所に裁定を求めることができる（刑訴法316条の26）。

裁定決定に対して不服がある場合には、決定から3日以内に即時抗告を申し立てることができ、さらに、即時抗告の決定に対して不服がある場合には、5日以内に特別抗告を申し立てることができる。

4 任意開示の活用

(1) 一定の類型該当証拠の早期開示

裁判所からの働きかけもあり、東京地検では、請求証拠の開示と同時ないしその直後に、一定の類型該当性が明らかな証拠を任意開示という形で開示される運用がなされている。具体的には、5号口、7号、8号が多

いようである。それ以外にも、前述の第1回打合せ期日において弁護側が問題意識を示せた場合には、それに関連する証拠が任意に開示される例もある。

この場合注意すべきは、その後に行うべき類型証拠開示においても、重ねて同号についても開示請求をすべきであるということである。任意開示はあくまでも任意開示であって、これらの類型に該当する他の証拠が、開示された証拠以外に存在しないことを意味しない。刑訴法316条の15に基づく請求をしてこそ、刑訴規則217条の24に基づく不開示理由の告知を求められるのであるから、他の証拠の不存在は確認しておかなければならない。なお、東京地裁以外では、公判前整理手続においても「任意開示」のみで対応する運用がなされている庁もあるとのことであるが、この観点から相当ではないというべきである。

(2) 裁判員対象事件以外の事件における任意開示

公判前整理手続が施行されてしばらく後より、裁判員対象事件以外であって、公判前整理手続や期日間整理手続に付されていない事件についても、弁護人の要請に応じて、任意開示を行う例が多くなっている。

実際には、類型証拠開示請求や主張関連証拠開示請求に準じた形式で書面を作成し、開示を要求することになる。否認事件であれば当然、自白事件であったとしても、何らかの有利な情状事実を見出すこともあり、積極的に活用していくべきである。また、否認事件等で公判前整理手続や期日間整理手続を求めていく場合、その前提として任意開示を求め、それでもなお十分な開示が得られないことを論拠として、これら手続に付すことを求めていくこともある。

5 今後の課題

(1) 手続・運用に習熟すること

裁判員裁判においては、裁判員の心に響く弁護活動を行う大前提として、公判前整理手続において適切な弁護方針を策定することが重要である。したがって、裁判員裁判を担う弁護士が、まずこの手続に習熟しなければならない。非対象事件においても、公判前整理手続の利用を積極的に検討することも必要である。そのために、我々弁護士会としては、その運用実態を把握するとともに、証拠開示に関する裁定決定例の集積・研究を進めなければならない。

(2) 立法過程への提言

上述のとおり、一定の立法化がなされた。今後はそれをいかに適切に運用していくかという観点が重要である。また同時に、改正法も100%満足ができるものではない。証拠は、国庫をもって収集した「公共財」とでも呼ぶべきものであり、本来は全面開示が当然と言わなければならない。また、他方で刑事事件の証拠はそれ自体極めてプライバシー性の高いものであることを十分に認識し、その取り扱いには厳重を期さなければならない。その扱いを前提として、弁護士会としては証拠の全面開示を法制化すべく運動を継続していかなければならない。

他方、再審事件における証拠開示については、実現されることはなかった。再審段階に至った後の証拠開示で冤罪が晴らされた件が多いことに鑑みれば、再審事件における証拠開示もその必要性において変わることはないはずである。この点の法制化に向けた運動も継続していかなければならない。

我々実務家は、適切な刑事司法を実現していくべく、今後も不断の努力を重ねていかなければならない。